２０２５年度 事業報告

（公益財団法人日本エステティック研究財団）

Ⅰ　事業報告（２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日）

当財団は設立以来、エステティックの国民生活に与える影響の増大に鑑み、エステティックに関する調査研究を行うとともに、エステティックの業務の適正化を図ることにより公衆衛生の向上及び消費者の利益保護に寄与することを目的として公益目的事業を行っている。２０２５年度の事業報告は、次のとおりである。

第１　理事会・評議員会に関する事項

１　理事会（開催２回）

第３７回理事会（通常）　２０２５年5月２０日　１０時３０分～１１時３０分

於：東京都港区新橋 1-18-1　航空会館ビジネスフォーラム５０２号室

理事総数１５名、出席理事１２名（定足数８名）、出席監事１名

議題（１）「２０２４年度事業報告及び附属明細書の承認」の件

（２）「２０２４年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認」の件

（３）「２０２５年度定時評議員会の日時、場所、目的である事項」の件

報告事項　２０２５年度第１回職務の執行状況報告

第３８回理事会　２０２６年3月１７日　１０時３０分～１１時４５分

於：東京都港区新橋 1-18-1　航空会館ビジネスフォーラム５０２号室

理事総数１５名、出席理事９名（定足数８名）、出席監事１名

議題（１）「２０２６年度予算書等の承認」の件

（２）「基本財産の取り崩し」の件

（３）「規程の新設」の件

（４）「技能検定創設に関する関連業種への説明」の件

（５）「常務理事選定」の件

報告事項　２０２５年度第２回職務の執行状況報告

２　評議員会（開催２回）

第１６評議員会　２０２５年6月１０日　１０時３０分～１１時３０分

於：東京都港区新橋 1-18-1　航空会館ビジネスフォーラム５０２号室

評議員総数９名、出席評議員７名（定足数５名)、出席監事２名

議案（１）議長の選出の件

阿部重一評議員が議長に選出された。

（２）議事録署名人（１名）の選出の件

柳田照穂評議員が議事録署名人に選出された。

（３)「２０２４年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認」の件

（４)「基本財産の取り崩し」の件

（５)「評議員及び監事の選任」の件

選任評議員９名

阿部重一　新田淑子　手塚圭子　寺園洋行　外山太士　萩原直見

町田仁一　柳田照穂　湯澤　威

(任期) ２０２５年６月１０日から２０２９年度定時評議員会終結の時まで

選任監事１名　　佐々木夕樹

(任期) ２０２５年６月１０日から２０２６年度定時評議員会終結の時まで

報告事項　２０２４年度事業報告及び附属明細書の内容報告

第１７回評議員会(決議の省略)　２０２６年１月３０日付

定款第２６条に基づき書面により評議員全員から同意を得た。

提案事項　「理事の選任」の件

選任理事１名　　黛　照男

(任期) ２０２６年１月３０日から２０２６年度定時評議員会終結の時まで

第２　常務理事連絡会議に関する事項

１　２０２５年度第１回会議　２０２６年２月２４日　於：財団事務所

（１）２０２６年度収支予算(案)について

（２）諸規定の新設について

（３）技能検定創設に向けた検討に関する報告及び関連業種に対する説明について

（４）常務理事の互選について

（５）理事の改選について

第３　エステティックに関する調査研究、業務の適正化及び技能向上のための研修等に関する事業

１　調査研究事業に関する事項

（１）エステティック技術者検定制度の創設について

第４回事業検討委員会　２０２６年２月２４日

技能検定に関するミーティング(WG)　５回開催

２０２５年８月１９日　９月１６日　１１月２５日　１２月２３日

２０２６年1月２０日
技能検定創設に向け、「技能検定に関するミーティング」にて厚生労働省が定める「技能検定構築マニュアル」のステップ１の内容を取りまとめた。
※別添１「ステップ１全体像の整理と枠組みの作成」参照

（２）これまでの調査研究の成果をエステティシャンの教育に反映し消費者の健康被害防止に重点を置いた教育内容について検討を行った。

２　エステティック業務の適正化事業等に関する事項

（１）エステティック業標準契約書登録店制度関係

「特定商取引に関する法律」を遵守した適正な契約をエステティックサロンが自ら率先して準備、提案することにより消費者の利益の保護が図れるよう支援した。

①標準契約書採用登録店数

区　分	2024 年度末	2025 年度末	
		減	計
登録店数	69	7	62

②２０２５年１２月２６日厚生労働省・経済産業省発「美容所等におけるアートメイク施術について」通達に伴い、登録店あて改めて医師法に違反する行為を実施することのないよう周知徹底した。

③一般消費者、営業者及び行政等からの契約書及び約款の解釈、施術内容等の相談に応じ、助言等を行った。

３　教育研修事業に関する事項

（1）「エステティックの衛生基準」修得のためのｅラーニングを下記により開講した。

【開講期間】　２０２５年4月１日～２０２６年3月３１日
【試験範囲】　改訂「エステティックの衛生基準」から出題
【出題形式】　４肢択一形式
【修了基準】　５０問中４５問以上正答で合格
【受 講 料】　３，０００円　　再受講料　１，５００円
【実施方法】　PC やスマートフォンを用いて、専用サイトより受講

本年度の実績

区　　分	申込者数	合格者数		不合格者数	未受講者数
		初　回	再受講		
2025 年度	320	257	4	17	42
2025 年度以前	90	23	2	28	37

運用開始以降の修了者数

2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
125	122	236	611	1,612	815	599
2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
705	559	786	717	707	576	349
2024 年度	2025 年度	累計				
357	286	9,162 名				

（2）「セーフティエステティック向上月間」の実施（後援：厚生労働省）

（２０２５年１１月１日～１１月３０日）

「セーフティエステティック向上月間」特設ＨＰを開設

①エステティックによる健康被害の実態

独立行政法人国民生活センターに報告されたエステティックによる健康被害の相談件数などについて掲載

②利用者背景の聞き取り

サービスの安全確保には利用者の状態について聞き取る必要性があることなどについて掲載

③エステティックの機器

エステティックの健康被害には機器を使用したサービスを原因とするケースがあることから、機器導入や使用に際しての安全対策を掲載

④衛生管理

「エステティックの衛生基準」をスムーズに導入するためのポイントを掲載

「エステティックの衛生基準」修得のための ｅラーニング受講促進

受講促進策として、期間中の受講料を２，０００円に割引した。（２５名受講）

⑤第１８回エステティック学術会議

ＷＥＢでの視聴方式とした。（９１２回再生）

【基調講演】「美容医療とエステティック」

古川　福実氏　　和歌山県立医科大学名誉教授

【教育講演】「美容外科手術後の注意点 ～美容外科医の立場から～」

原岡　剛一氏　　神戸大学大学院医学研究科形成外科学客員教授

【教育講演】「美容医療の現状～皮膚科医の立場から～」

岡島加代子氏　　Think Park 皮膚科クリニック院長

【共催セミナー】「エステティックが紡ぐ繊細なケア

～美容医療と鍼灸の架け橋としての役割～」

日暮香奈子氏　　アキュボーテ東京鍼灸院院長

4　啓発広報事業に関する事項

（1）研究財団の公式ホームページのリニューアルを行った。

（2）「改訂版　エステティックの衛生基準」等書籍を引き続き頒布した。

（3）ニュースレターの発行(賛助会員、関係団体へ提供)

２０２５年４月　　２０２５年度事業計画等の報告

２０２５年６月　　２０２４年度事業報告

（4）協賛名義の使用許可　Diet&BeautyFair２０２５（２０２５年９月１６~１８日於東京ビッグサイト）主催：インフォーマ マーケッツ ジャパン株式会社に昨年度に引き続き協賛名義の使用を許可した。

第４　賛助会員に関する事項

区　　分	2024 年度末	2025 年度末			
		入　会	退　会	計	会員口数
賛助会員数	14	0	0	14	87

※別添２　賛助会員名簿

第５　決算期末日の役員等に関する事項

１　評議員：９名（全員非常勤）

２　役　員：理事１５名　監事３名(全員非常勤)

３　職　員：２名(常勤２名)

第６　行政庁への報告等に関する事項

２０２５年６月３０日　　２０２４年度事業報告等の提出について

２０２５年７月１４日　　役員の変更届出書の提出について

２０２５年８月２５日　　２０２４年度事業報告等の提出の修正について

２０２６年３月１８日　　役員の変更届出書の提出について

２０２６年３月２６日　　２０２６年度事業計画等の提出について

第７　法人の運営体制の充実を図るための取り組み

２０２５年４月施行の公益法人認定法の改正を踏まえ、ガバナンス強化の観点から定款を含めた規程類を概ね２０２８年度を目途に整備することとした。今年度は、各種会議の適正な運用を目的とした「常務理事連絡会議運用規程」及び「委員会運用規程」を新設した。

Ⅱ　事業報告の附属明細書

２０２５年度事業報告には、「事業報告の内容を補足する重要な事項(法人法施行規則第３４条第３項)」の該当事項なし。

（以上）